（港則法施行規則の一部改正）

第二条　港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第八条の三　法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、千葉港、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。	**第八条の三**　法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）、阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。
第十五条　法第二十九条（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。	**第十五条**　法第二十九条（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。
第十六条　法第三十一条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。	**第十六条**　法第三十一条第一項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。
（船舶交通の制限等） **第二十条の二**　法第三十八条第一項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十八条第四項（法第四十三条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。 2　法第三十八条第四項の国土交通省令で定める水路は、次の各号に掲げる港ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 一　千葉港　千葉航路及び市原航路 二　京浜港　東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路 三　名古屋港　東水路、西水路及び北水路 3　法第三十八条第四項の規定により同条第二項に規定する船舶の運航に関し指示することができる事項は、次に掲げる事項とする。 一　水路を航行する予定時刻を変更すること。 二　船舶局のある船舶にあっては、水路入航予定時刻の三時間前から当該水路から水路外に出るときまでの間における海上保安庁との連絡を保持すること。 三　当該船舶の進路を警戒する船舶又は航行を補助する船舶を配備すること。 四　前各号に掲げるもののほか、当該船舶の運航に関し必要と認められる事項に関すること。	（船舶交通の制限等） **第二十条の二**　法第三十六条の三第一項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十六条の三第四項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。 （新設）
（港長による情報の提供） **第二十条の三**　法第四十一条第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。 2　法第四十一条第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。 3　法第四十一条第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。 一～六　（略）	（新設） **第二十条の三**　法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。 2　法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、ＶＨＦ無線電話により行うものとする。 3　法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。 一～六　（略）